

○ 草加市地域公共交通会議設置要綱

平成25年7月9日

告示第729号

改正 平成27年6月25日告示第573—2号

令和元年7月24日告示第312号

令和5年8月31日告示第798号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条に基づき、同法第5条に規定する地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関し必要となる事項を協議するため草加市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(平27告示573—2・令5告示798・一部改正)

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項に関する事務を所掌する。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 地域公共交通網形成計画及び実施計画の策定並びに実施に関する協議及び連絡調整に関する事項

(平27告示573—2・一部改正)

(組織)

第3条 交通会議は、委員22人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 草加市副市長
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者から推薦のあった者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の組織する団体から推薦のあった者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者の組織する団体から推薦のあった者

- (5) 鉄道事業者から推薦のあった者
- (6) 市民又は利用者団体から推薦のあった者
- (7) 商業・工業団体から推薦のあった者
- (8) 高年者又は障害者に係る社会福祉関係団体から推薦のあった者
- (9) 関東運輸局埼玉運輸支局長から推薦のあった者
- (10) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体から推薦のあった者
- (11) 草加警察署長から推薦のあった者
- (12) 学識経験者
- (13) 関係行政機関の職員

(平27告示573-2・令元告示312・令5告示798・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、草加市副市長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員の互選による。
- 4 会長は、交通会議を代表し、会務を掌理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の運営)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 交通会議の議決の方法は、出席した委員（委任状により議決権を行使する者を含む。）の3分の2以上の同意で決する。
- 3 交通会議は、原則として公開する。

(分科会)

第7条 会長は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、分科会を設置することができる。

- 2 分科会は、第3条に規定する構成員その他会長が必要と認めた者を委員とする。

(意見等の聴取)

第8条 会長は、必要と認めるときは委員以外の者に対して交通会議又は分科会への出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、草加市市民生活部交通対策課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年告示第573-2号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年告示第312号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年告示第798号)

この要綱は、公布の日から施行する。

○ 草加市地域公共交通会議運営要領

令和5年1月12日

交通会議議決

(趣旨)

第1条 この規則は、草加市地域公共交通会議設置要綱（平成25年告示第729号）第11条の規定に基づき、草加市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開原則)

第2条 交通会議の会議は、公開とする。ただし、当該会議が草加市情報公開条例（平成12年条例第30号）第7条に規定する非公開情報のいずれかに該当する事項を審議するとき、又はそのおそれがあるときは、当該会議を非公開とすることができる。

(会議の公開又は非公開の決定)

第3条 交通会議の会長は、会議が非公開とすることができる会議に該当若しくはそのおそれがあると認めるとき、又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議開催の事前公表)

第4条 会議の日程等は、公開・非公開にかかわらず、事前に公表するものとする。

- 2 前項の公表は、遅くとも会議開催日の1週間前までに行うものとする。ただし、会議の開催が急を要し、その暇がないときは、この限りではない。
- 3 会議開催の事前公表は、会議開催のお知らせを情報コーナー（市役所本庁舎西棟2階）に掲示することにより行うものとする。
- 4 会議開催のお知らせには、次に掲げる事項を明記するものとする。
 - (1) 会議名
 - (2) 開催日時
 - (3) 開催場所
 - (4) 会議の議題
 - (5) 公開・非公開の別
 - (6) 傍聴定員（会議を公開する場合）
 - (7) 傍聴手続（会議を公開する場合）

- (8) 非公開の理由（会議を非公開とする場合）
- (9) 問い合わせ先
- (10) その他

（会議の傍聴及び定員）

第5条 何人も会議を傍聴することができる。

- 2 傍聴定員は、10人とする。ただし、都合により困難なときは、2人以上10人以内とし、会長が定めるものとする。

（傍聴希望者の受付）

第6条 傍聴希望者の受付は、会議開会の30分前から開始し、会議開会の15分前までに終了することとする。

（傍聴者の決定）

第7条 傍聴者は先着順により決定する。ただし、傍聴希望者の受付を終了した時点において希望者数が傍聴定員を超えているときは、抽選により決定する。

（ウェブ会議方式による会議の実施）

第8条 会長が必要と認めるときは、交通会議の会議をインターネットを通じた映像と音声の送受信により各委員の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方式（以下「ウェブ会議方式」という。）により開催するものとする。

- 2 ウェブ会議方式による会議への出席は、交通会議の会議に出席したものとみなすものとする。

（会議録の作成）

第9条 交通会議は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

この場合において、会長が指名した2人以上の委員の確認を受けるものとする。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者の氏名
- (5) 会議の議題
- (6) 公開・非公開の別
- (7) 傍聴者数（会議を公開した場合）
- (8) 非公開の理由（会議を非公開とした場合）

(9) 審議の概要

(10) その他

(会議録及び会議資料の公開)

第10条 会議録及び会議資料の公開は、公開された交通会議の会議に係る会議録及び会議資料を情報コーナーに備え、一般の閲覧に供することにより行う。

(その他)

第11条 この規則によらない事項については、審議会等の会議の公開等に関する指針(平成11年10月28日市長決裁)により運用する。

附 則

この規則は、令和5年1月12日から施行する。

○ 草加市地域公共交通会議におけるウェブ会議の開催運営事務処理要領

令和5年1月12日

交通会議議決

1 趣旨

この事務処理要領は、草加市地域公共交通会議運営要領（令和5年1月12日交通会議議決）に定めるもののほか、草加市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）におけるインターネットを通じた映像と音声の送受信により各委員の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を用いた会議（以下「ウェブ会議」という。）の開催運営に係る事務処理について定めるものとする。

2 ウェブ会議の実施

- (1) 会長は、草加市地域公共交通会議運営要領第8条第1項の規定によりウェブ会議の開催を決定したときは、各委員にウェブ会議の開催通知を行うものとする。
- (2) 前号の開催通知を受けた委員がウェブ会議に出席しようとする場合は、開催日の1週間前までに会長宛てに出席承認依頼を送付するものとする。
- (3) 前号の依頼を受けた会長は、速やかにウェブ会議への出席の承認又は非承認を決定し、承認する場合は、会議日の前日までに当該委員宛てにウェブ会議の招待メールを送付するものとする。

3 委員の出席等

- (1) ウェブ会議への出席は、草加市地域公共交通会議設置要綱（平成25年告示第729号）第6条第2項に規定する出席に含めるものとする。
- (2) ウェブ会議への出席中に映像を送受信できなくなった場合であっても、当該委員の音声は即時に他の委員に伝わり、適時的確な意見表明を委員相互で行うことができるときは、出席しているものとする。
- (3) ウェブ会議の出席中に音声を送受信できなくなった場合は、当該委員は、音声を送受信できなくなった時刻からウェブ会議を退席したものとみなす。

なお、常時、音声を送受信できない場合は、ウェブ会議を欠席したものとする。

4 ウェブ会議の実実施施設等

ウェブ会議の実施に当たっては、傍聴人が参加できる施設を確保するとともに、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。

ウェブ会議へ出席する委員の状況を確認できる設備を用意することとする。

5 ウェブ会議の会議録

(1) ウェブ会議の会議録には、ウェブ会議により交通会議の会議を開催したこと、映像及び音声の送受信により各委員の状態を相互に認識しながら通話することができていたこと、及びウェブ会議に参加した委員名を記載するものとする。

(2) 草加市地域公共交通会議運営要領第9条による会議録の確定の手続については、会議又は郵送にて行うものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、ウェブ会議の開催運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

7 施行日

令和5年1月12日